

## 第1章 整備基本計画策定にあたって

### 第1節 計画策定に至る経緯

小島陣屋跡（おじまじんやあと）は、江戸時代中期に成立した1万石の大名、瀧脇松平氏（たきわきまつだいらし）の居所であった。小島陣屋は、宝永元年（1704）駿河國小島、現在の清水区小島本町地内に置かれ、明治維新までの164年間存続した。明治元年（1868）、小島藩主が上総国桜井へ転封された後、明治7年（1874）にここに包蒙舎（小学校）が設置された。その後、校舎の整備のため陣屋建物は一部を除き取り壊された。昭和3年に小島小学校が陣屋跡から現在地に移転する際、校長室などとして使用されていた御殿の書院が小島町786-2に小島公会堂として移築された。陣屋跡地は民間に払い下げられ、以後畑地として利用されていた。

昭和48年に陣屋東側の馬場跡で宅地造成が行われ、陣屋跡の石垣が一部破壊されるに至り、当時の清水市（現静岡市清水区）において保存対策が検討された。昭和54年に清水市教育委員会が小島陣屋跡の地形測量と残存遺構の確認調査を実施した。その後、平成4年に小島陣屋跡の北側に隣接する市道の拡幅が計画され、陣屋に隣接する農地が駐車場に転用されるなど、陣屋跡の保存が危惧される状態となった。清水市教育委員会は、小島陣屋跡や関連資産の文化財的価値の理解を深めるため、平成10年から小島地域住民を対象に学習会を継続的に開催し、平成12年には移築された陣屋御殿の書院を市の文化財建造物に指定した。平成13～19年度まで遺構確認調査を行い、陣屋跡の縄張りや遺構の状況を確認した。この間、平成15年に清水市が静岡市と合併し、本業務は静岡市教育委員会が引き継いでいる。平成16年に開催したシンポジウムで、小島陣屋跡は全国でも遺構の残存状況が非常に良好で、石垣を多用した城郭風の縄張りは歴史的にも価値が高く貴重であるとの評価を得た。平成18年に小島陣屋跡が国史跡に指定され、平成21年に一部土地が追加指定された。

国指定史跡となって法的措置を受けることとなったが、指定地内の土地は複数の所有者からなる民有地で、相続を機に土地売買の動きもみられたことから、史跡の適正かつ計画的な保存管理を早急に行う必要が生じた。平成20・21年度の2ヶ年で国庫補助事業により保存管理計画を策定し、あわせて、地形測量図と地形地番合成図を作成した。その後、平成25年度から土地の公有化を進め、平成28年度に史跡指定地の公有化が完了した。このような状況のもと、平成28・29年度の2ヶ年で、具体的な史跡の保存と活用を視野に入れた史跡小島陣屋跡整備基本計画を策定することとなった。

### 第2節 計画の目的と対象範囲

史跡整備によって小島陣屋跡の価値を高め、多くの人が小島藩と小島陣屋の価値を交流しながら学び、史跡を後世に継承していくため、史跡の現状を把握して、今後の整備事業の方向性と、整備の具体的な手法、実現の工程を示す整備基本計画を策定する。本計画の対象範囲は、歴史的な結びつきの強い清水区小島町、小島本町、但沼町、立花を中心におきつつ、国道52号沿いの興津地区から宍原地区までの広い範囲を視野に入れたものとする。



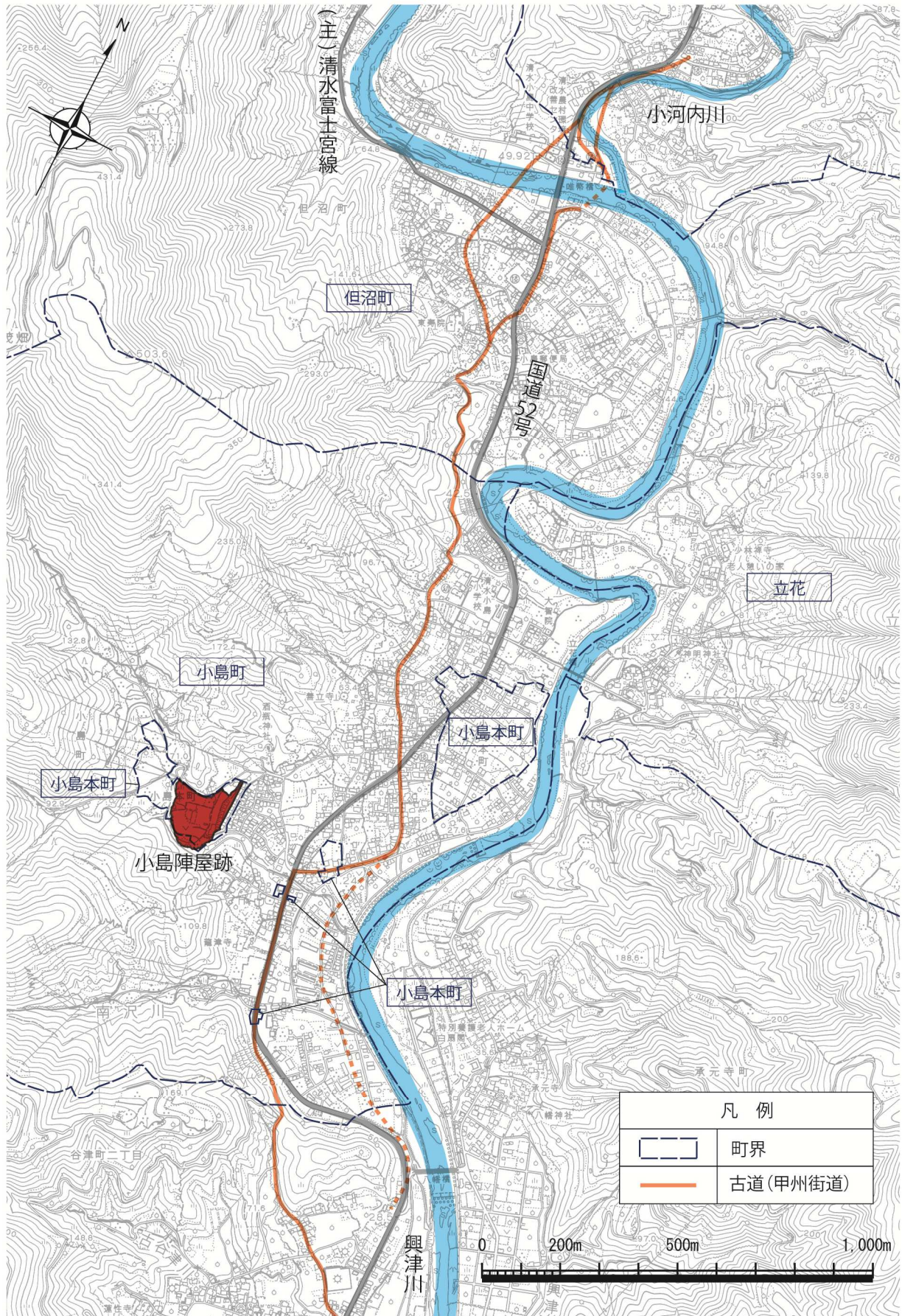


図1 計画範囲図



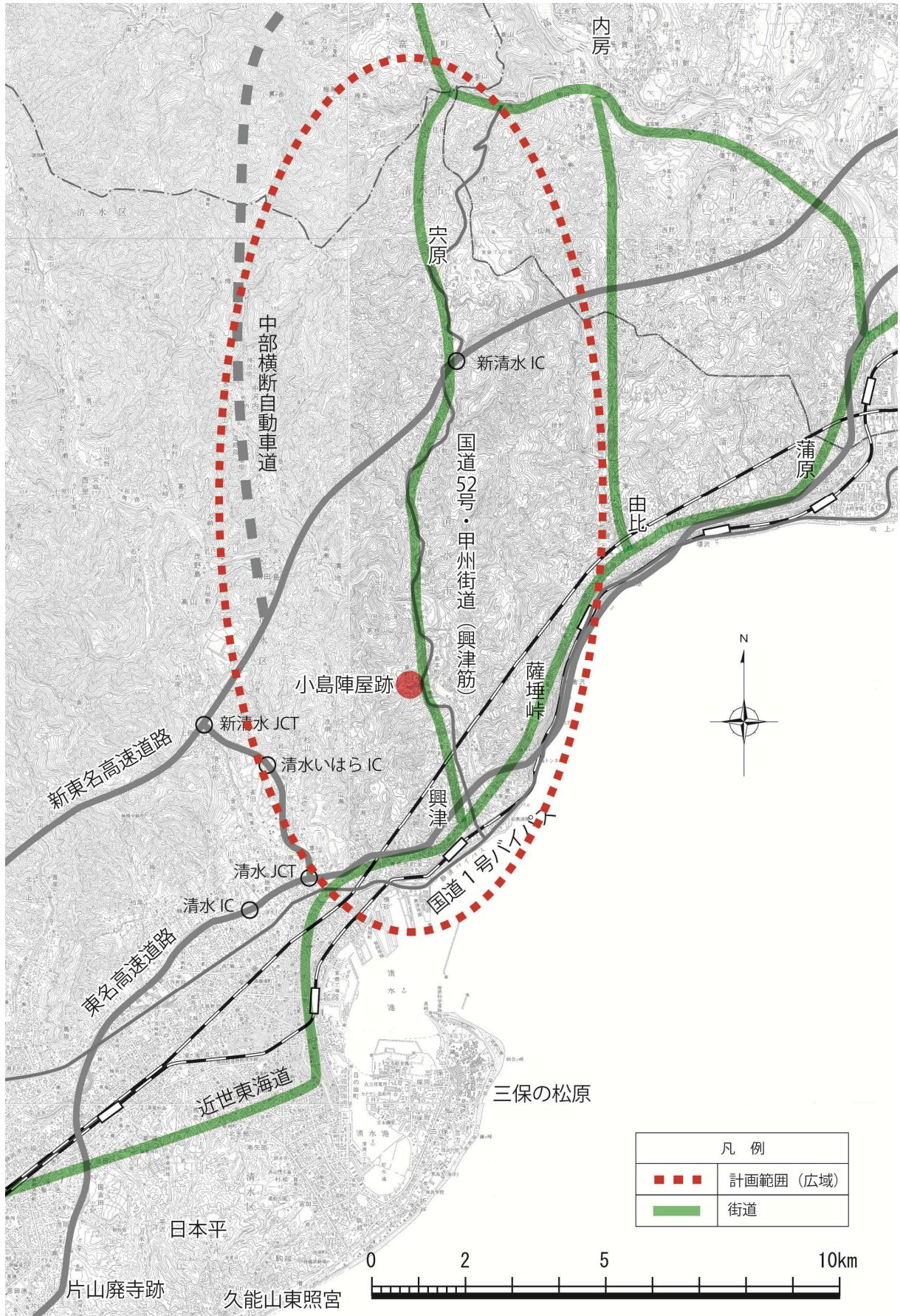


図2 計画範囲図(広域)

### 第3節 計画策定に向けた組織

計画策定にあたり、平成28年度に静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会を設置し、史跡の整備や活用方法に関する事、史跡小島陣屋跡の整備基本計画の策定に関する事等について審議・検討を行った。

表1 静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会 委員名簿

	氏名	所属・職名	専門分野
1	遠藤 宗利	公募委員	
2	坂野 真帆	(株)そふと研究室 代表取締役	地域づくり
3	◎高瀬 要一	(公財)琴ノ浦温山荘園 理事長	史跡整備
4	中井 均	滋賀県立大学 人間文化学部 地域文化学科 教授	中近世城郭史
5	○前田 利久	学校法人清水国際学園 清水国際高等学校 教頭	中近世史
6	三浦 正幸	広島大学大学院 文学研究科 教授	古建築史
7	渡邊 久芳	公募委員	

◎委員長、○副委員長

#### 静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、史跡小島陣屋跡の歴史的な価値を守り、地域資源として有効的に活用するため、静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会（以下「委員会」とする。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 史跡小島陣屋跡の整備基本計画の策定に関する事。
- (2) 史跡小島陣屋跡の整備基本設計及び実施設計の策定に関する事。
- (3) 史跡小島陣屋跡の整備活用方針に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、史跡小島陣屋跡の整備に関し静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要であると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要であると認める者

3 教育委員会は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長は、委員会の会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光交流文化局文化財課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、史跡小島陣屋跡の整備が完了した時に、その効力を失う。

## 第4節 上位関連計画等との関係

本計画は、文化財保護法の趣旨を踏まえ、「(1)史跡等整備のてびき」「(2)史跡小島陣屋跡保存管理計画」「(3)第3次静岡市総合計画」「(4)中部横断自動車道」「(5)都市計画マスタープラン」「(6)静岡市観光戦略」「(7)静岡市景観計画」その他個別計画との整合を図りながら、史跡の保存整備と活用整備を推進していくものである。

### (1) 史跡等整備のてびき

平成17年度に文化庁文化財部記念物課が監修した「史跡等整備のてびき」においては、事業の企画に続いて、事業の内容と展望に関する概要を基本構想にまとめ公表し、基本計画で事業の内容及びその実現の方法、課題等について詳しく示す、とされている。

### (2) 史跡小島陣屋跡保存管理計画（2010）

平成20・21年度の2ヶ年をかけて策定された「史跡小島陣屋跡保存管理計画」においては、史跡小島陣屋跡の保存・管理の基本的な考え方、構成要素と保存管理の方法、現状変更の取扱基準、運営と体制整備が示されている。管理区分として、史跡指定地内をA、史跡指定地外をB、C1、C2、Dの5つに区分し、区分ごとに保存管理の方針、保存管理の方法、現状変更の取扱基準を定めている。また、保存管理計画における整備活用の基本方針では、整備の重要な視点として、「江戸時代の大名陣屋の姿をできる限り理解し易く、関心が持てるような整備」を目指すとしている。

### (3) 第3次静岡市総合計画（2015-2022）

平成26年度に策定された「第3次静岡市総合計画」においては、まちづくりの目標を「世界に輝く静岡」の実現とし、『住む人が誇りとやすらぎを感じ、訪れる人が憧れを抱く魅力的で風格のある都市を実現する』としている。

基本計画における分野別の政策・施策④文化・スポーツ分野においては、目標を「歴史に彩られた静岡の文化を国内外に発信し、一人ひとりが輝くまちを実現する」としている。この中の政策1「静岡の歴史的価値のみがきあげと世界への発信を推進します」、施策1「世界的文化財や地域文化財の保存と継承」において、史跡小島陣屋跡保存整備事業があげられている。

また、平成27年度に策定された本総合計画の改訂前期実施計画（平成27年度～30年度分）の分野別事業計画において、史跡小島陣屋跡保存整備は、江戸時代に築造された陣屋跡の歴史公園としての保存と整備として位置づけられている。

### (4) 中部横断自動車道

中部横断自動車道は、東名高速道路の新清水ジャンクションを基点とし、山梨県甲斐市を經由し長野県小諸市の中央自動車道の佐久小諸ジャンクションに至る延長約132kmの高規格幹線道路である。平成31年度の工事区間が開通することで、中部横断自動車道は東名高速道路、新東名高速道路及び中央自動車道と接続する予定である。これにより本市への来訪者数の増加と交流範囲の拡大が期待されている。



(5) 都市計画マスタープラン

平成 27 年度に改訂された都市計画マスタープランでは、平成 47 年度を目標年次とし、静岡市が目指す集約連携型都市構造の考え方を掲げ、分野別の基本方針と区別構想を示している。

都市計画マスタープランにおける【まちづくりの基本理念】

人との交流がまちをつくり、人とのつながりがまちを育てる 時代にあったまちづくり

区別構想では、新清水インターチェンジが産業検討拠点、興津が観光交流文化拠点、東海道歴史街道の興津宿と薩埵峠等がみどりの拠点・歴史的景観として位置づけられている。国道 1 号バイパスと国道 52 号は地域間連携軸、東海道歴史街道は観光交流軸、興津川は自然環境軸に位置づけられている。

小島陣屋跡は本計画に位置づけられていないが、区別構想と整合をとり、交通基盤を活用し周辺の拠点と連携した観光交流の展開が考えられる。

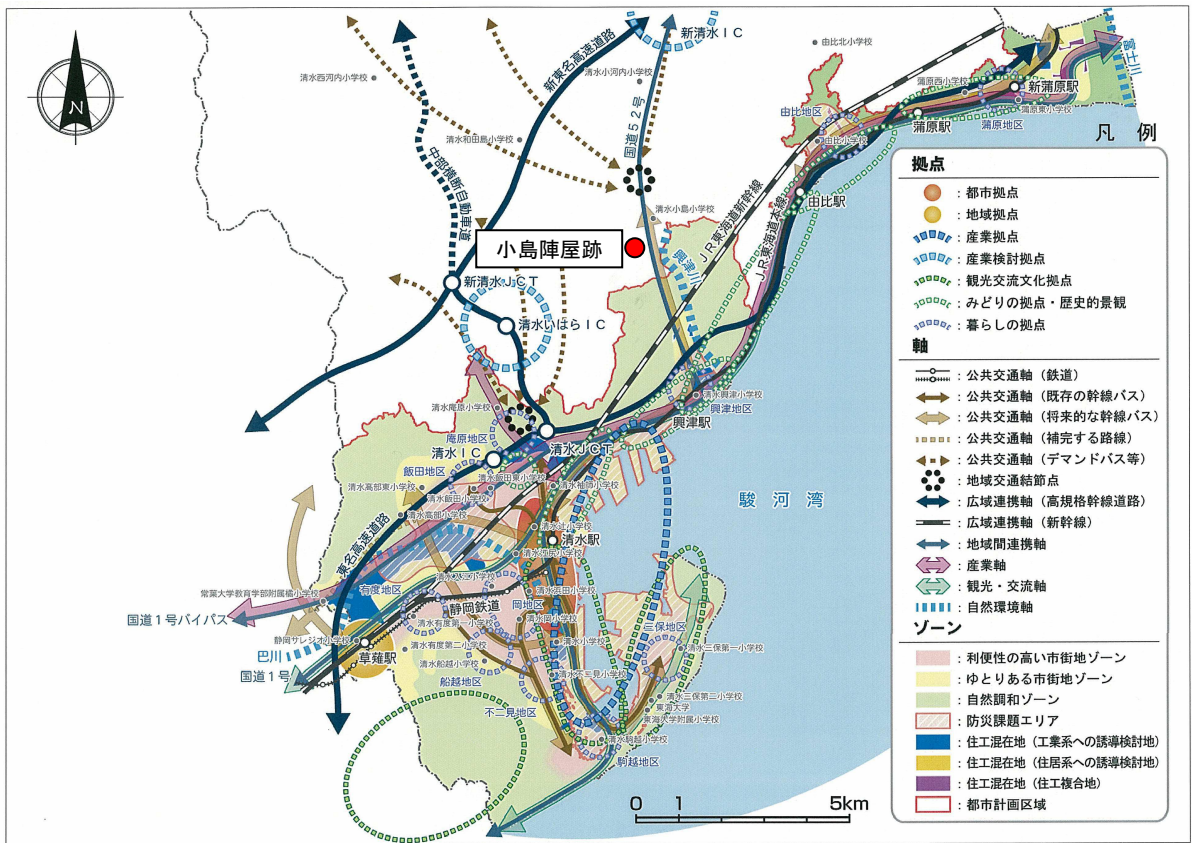


図 3 区別構想図（清水区） ※小島陣屋跡を加筆

(6) 静岡市観光戦略

平成 21 年度に策定された静岡市観光戦略では、「静岡市の持つ多くの素晴らしい地域資源をクローズアップし、街のイメージ向上と他地域への認知度向上のストーリーを市民が主役となって、市が市民との意識の共有化を図りながら構築し、静岡市の国際・国内観光の振興を推進し『観光都市 静岡市』を目指す」としている。平成 22 年度を初年度とし、平成 31 年度を目標年次としている。

観光戦略における、目指す静岡市の観光イメージを

**「旅ゆけば しずおか」 ～富士を眺め、お茶と食を楽しみ、家康公に学ぶ～**

とし、イメージの確立と情報発信の強化を方針としている。

本計画における重点戦略は、「富士山を核とした景観観光の推進」「歴史・文化観光の推進」「都市型観光の推進」「港観光の推進」「食文化観光の推進」「産業・体験観光の推進」の6点である。

また、小島地区は、7つの対象地区の一つである中山間地域に含まれており、その基本戦略は以下のとおりである。

中山間地域：山間部の自然・文化・産業を活かした保養・体験・もてなし空間の形成

- ①清流・水辺回遊空間の整備
- ②山里文化のもてなし・体験機能の強化
- ③自然・温泉活用型の滞在・保養機能の整備
- ④お茶を中心とした体験機能の強化
- ⑤周辺中山間地域との連携による魅力形成

このうち小島陣屋跡の整備は、重点戦略の「歴史・文化観光の推進」と「中山間地域」の基本戦略に関わることから、双方の視点で対応していくこととなる。

**(7) 静岡市景観計画（平成20年4月策定）**

静岡市の景観形成の基本理念を「都市と自然と人が調和し 心地よさが感じられるまち」とし、目標の一つに「風土や伝統が培った歴史や文化が息づく景観形成」を掲げている。景観計画の区域は静岡市全域を対象としており、歴史的・文化的に価値の高い景観資源を次代に確実に継承するとともに、失われつつある歴史的資産や埋もれている資産などを再発見しながら、創意・工夫によってこれらの資源が息づき、落ち着きやすさ、うるおいが感じられる景観形成を目指す、としている。

旧東海道は歴史的景観軸に位置づけられ、歴史的な雰囲気を醸し出す沿道景観の形成を目指すとしている。

本計画の中では、建造物、樹木、眺望などの良好な景観資源の保全・活用として、静岡市景観条例に基づく地域景観資源の指定・登録を行うことが可能である。地域景観資源に指定された建造物等は、その適切な保全とともに、周囲の景観形成に積極的に取り組み、電柱・サイン等の設置への十分な配慮を行う。また、隣接地等で建築行為等を行う場合に、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な調和を図る、とされている。